

証券コード 4833

2023年6月6日

(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目1番1号

株式会社Success Holders

代表取締役社長 下村 優太

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第36期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://success-holders.inc/>

上記のウェブサイトへアクセスして、「IR（投資家情報）」の順に選択してご覧ください。

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月20日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2023年6月21日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分
2. 開催場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C
3. 目的事項 第36期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告
報告事項 及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い各業界において緩やかな回復基調が見受けられ、各社における投資意欲も底堅く推移いたしました。円安やインフレーション進行による景況感の悪化を懸念する見方もある一方、日本企業においては更なる付加価値の向上やビジネス機会創出のため、積極的に新たな取り組みを行っております。

加えて、ここ数年頻繁に発生している自然災害等気候変動等の環境変化、少子高齢化による人口動態の変化と働き方改革への対応、失業者の増加や経済的格差拡大による社会の分断化等、全産業を取り巻く社会環境は急速に変化しており、各企業はこれらの変化を見通しながら事業運営を行っていく必要があります。

当社の属するコンサルティング事業及びテクノロジーソリューション事業の業界においても、企業活動への様々な支援に対するニーズは高い状態が、今後も継続し、ノウハウ及び技術の提供に関する需要は、堅調であると予想いたします。

当社では、事業戦略、業務プロセス改善、DX及び内部統制等、クライアントの幅広いニーズに的確に応えられる質の高いコンサルタント人材及びITエンジニア人材を採用し、今後も体制拡充に向けて、更に採用活動を強化してまいります。

当事業年度の売上高は、620,411千円、営業損失は、423,938千円、経常損失は、420,360千円、当期純損失は、521,797千円となりました。

セグメント別の経営成績の概況は、以下のとおりであります。

コンサルティング事業の当事業年度の売上高は、37,000千円、セグメント損失は、58,421千円となりました。

2022年10月11日付で「新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、全国の中堅中小企業に対し、事業戦略や営業戦略等の攻めの領域から、内部統制構築やガバナンス強化等の守りの領域まで、経営に関する全ての分野において、ITに関する課題解決を中心に、提案から実行までハンズオンで実施するクライアント伴走型のスタイルでクライアントの満足度の最大化を目指し、また、国内大手企業に対しては、特にIT領域に特化したコンサルティングサービスを提供してまいります。

コンサルティング事業は、事業基盤の構築のために投資を継続している段階であり、テクノロジーソリューション事業と併せて当社の新たな収益の柱として拡大してまいります。

テクノロジーソリューション事業の当事業年度の売上高は、273,272千円、セグメント損失は、124,761千円となりました。

引き続き、高い成長性を誇るITエンジニア派遣市場のニーズをとらえ、人材の確保に積極的に投資を継続することで将来の収益源となる人材の基盤を固めていくことが最も重要であると考えております。

また、多様なニーズを抱えるITエンジニア派遣市場の中でも、とりわけ高いスキル・経験が必要とされる高単価の案件の受注を増やすべく、取引先の開拓や付加価値の高いITエンジニア人材の輩出に向けた人材育成も並行して取り組んでまいります。

そのため、今後の事業拡大に向けた成長投資段階と位置付けており、ITエンジニア人材の確保等を引き続き、積極的に実施いたしました。

メディア事業の当事業年度の売上高は、310,138千円、セグメント損失は、18,128千円となりました。

2022年6月30日付で「(開示事項の経過) 完全子会社の株式譲渡完了に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、完全子会社である株式会社Success Holders分割準備会社の株式譲渡を完了いたしましたので、2022年7月以降につきましては、メディア事業に係る売上等は計上しておりません。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2022年5月19日開催の取締役会決議並びに2022年6月22日開催の定時株主総会決議に基づき、2022年6月30日付で、当社のメディア事業に関する権利義務を新設分割の方法により、当社の完全子会社として設立する株式会社Success Holders分割準備会社に対して承継させ、新設会社の全ての株式を株式会社中広へ譲渡しております。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 優秀な人材の採用

当社は、今後のコンサルティング事業及びテクノロジーソリューション事業を支える優秀なコンサルタント人材及びITエンジニア人材の積極的な採用が重要であると認識しております。

計画的な新卒及び中途採用を継続するとともに、人材紹介エージェントと緊密な関係を構築することにより、優秀な人材の採用を図ってまいります。

② 人材の教育体制の強化及び長期安定雇用の実現

当社は、人材の採用と同程度に充実した社内研修、資格取得支援制度等の福利厚生 の充実及び業務環境の改善等により彼らの育成が重要であると認識しております。

コンサルタント及びITエンジニアが自らの成長を実感でき、自社に対して愛着を持てる環境を整えること及び彼らのスキルを様々な領域で伸ばすことのできる教育体制を整備することで、より多くのクライアントの様々なニーズに応えられる付加価値の高い人材を輩出していくとともに、早期離職の防止に繋げ、事業基盤の安定化についても図ってまいります。

③ プロジェクトの進捗管理及び安定した稼働率の実現

当社は、コンサルティング事業及びテクノロジーソリューション事業が提供する業務は、業務内容がクライアントの要求に基づき定められ、プロジェクト単位で遂行するので、プロジェクトの進捗管理及び安定した稼働率の実現が重要であると認識しております。

受注管理においてプロジェクトに対する全社共通の基準に準拠してリスクチェックの実施及びプロジェクトの進捗管理において注視すべきプロジェクトに対するモニタリングやプロジェクトマネージャーによる日々の管理の実施、同時にコンサルタント及びITエンジニアの安定的な稼働の実現を図ってまいります。

④ 安定的な資金調達 の確保及び財務基盤の強化

当社は、2020年11月にテクノロジー事業（現 テクノロジーソリューション事業）を、2022年10月にコンサルティング事業をそれぞれ創業し、事業基盤の構築のために投資を継続している段階であります。

今後も継続的に優秀なコンサルタント人材及びITエンジニア人材の積極的な採用及び育成並びに安定した稼働率の確保等を推進し、黒字転換を図るためには、必要な資金を安定的に確保することが重要であると認識しております。

上記の対処すべき課題を迅速かつ着実に実行すること及び持続的な企業価値の向上に繋がる未来への投資を実行するために、様々な資本政策を検討しながら、安定的かつ機動的な資金調達を通じて、財務基盤の強化を図ってまいります。

⑤ グロース市場の上場維持基準への適合

当社は、2022年4月実施の株式会社東京証券取引所の市場区分の再編において、グロース市場を選択しておりますが、2023年3月末時点では、「時価総額」については基準を充たしていないことから、基準を充たすために、企業価値の向上が重要であると認識しております。

上記の対処すべき課題を取り組んでいくことにより、グロース市場の上場維持基準への適合を図ってまいります。

⑥ 企業ブランド力及び認知度の向上

当社は、今後のコンサルティング事業及びテクノロジーソリューション事業を支える優秀なコンサルタント人材及びITエンジニア人材の積極的な採用が重要であると認識しております。

優秀なコンサルタント人材及びITエンジニア人材の採用に結び付く施策として、より多くの候補者に対して優先的に当社を想起させることが出来るような企業ブランド力及び認知度向上を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況

	第33期 2020年3月期	第34期 2021年3月期	第35期 2022年3月期	第36期 (当事業年度) 2023年3月期
売上高(千円)	4,820,142	1,827,185	1,557,075	620,411
経常利益/損失△(千円)	78,191	△674,486	△353,880	△420,360
当期純損失△(千円)	△192,848	△905,558	△417,750	△521,797
1株当たり当期純損失△(円)	△9.64	△39.32	△16.77	△20.94
総資産(千円)	2,627,288	2,163,388	1,481,175	622,055
純資産(千円)	1,344,274	1,482,733	1,070,882	548,497

(注)「1株当たり当期純損失△(円)」は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出いたしました。

(10) 重要な親会社及び子会社

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は、2022年5月19日開催の取締役会決議並びに2022年6月22日開催の定時株主総会決議に基づき、2022年6月30日付で、当社のメディア事業に関する権利義務を新設分割の方法により、当社の完全子会社として設立する株式会社Success Holders分割準備会社に対して承継させ、新設会社の全ての株式を株式会社中広へ譲渡しております。

③ その他

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業部門	事業内容
コンサルティング事業	コンサルティングサービスの提供
テクノロジーソリューション事業	ITエンジニアの派遣・紹介予定派遣 ソフトウェアやシステムの開発・保守・運用

(12) 本社及び主要な営業所 (2023年3月31日現在)

本社：港区西新橋一丁目1番1号

福岡営業所：福岡市中央区天神四丁目7番6号

(13) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
86	49 (減)	28.6	0.93

(注) 従業員数は就業人数であります。なお、臨時従業員数につきましては、8名(年間平均人員)であり上記の従業員数に含まれておりません。

また、コンサルティング事業及びテクノロジーソリューション事業においては引き続き、今後の事業拡大に向けた成長投資段階と位置付けており、人材の確保等を積極的に実施いたしました。

一方で、2022年6月30日付で当社のメディア事業に関する権利義務並びに従業員との雇用契約を、新設分割の方法により、当社の完全子会社として設立する株式会社Success Holders分割準備会社に対し承継させた上で、新設会社の全ての株式を株式会社中広へ譲渡いたしました。その結果、当事業年度末において当社の従業員は前事業年度末から計49名減少して、86名となりました。

(14) 主な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	4,262千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式の総数

24,916,115株

(3) 当期末株主数

3,473名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
畑野幸治	11,366,510	45.62
株式会社SBI証券	1,621,504	6.51
有限会社日本デザイン研究所	1,197,300	4.81
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	950,600	3.82
下村優太	647,819	2.60
上之園圭介	597,986	2.40
株式会社 West Wood Capital	475,300	1.91
X Capital 合同会社	475,300	1.91
上原俊彦	420,000	1.69
倉橋幸子	359,000	1.44

(注) 2023年4月3日付の株式譲渡契約に基づき、畑野幸治氏所有の11,366,510株について、同日付で株式会社The capitalへ譲渡されております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

当社は、2022年10月11日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

① 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、以下のとおり、新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

② 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

511,200個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式511,200株とし、下記3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した本新株予約権1個当たりの金額と同額で決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により

調整されるものとする。

ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行決議日である2022年10月11日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である金118円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年7月1日から2032年10月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2024年3月期又は2025年3月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が1,700百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。
なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役若しくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2022年10月31日
9. 申込期日
2022年10月21日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|--------|----|----------|
| 当社取締役 | 1名 | 74,800個 |
| 当社執行役員 | 1名 | 74,800個 |
| 当社従業員 | 7名 | 361,600個 |

4. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	下 村 優 太	
取 締 役	畑 野 幸 治	株式会社fundbook 代表取締役
取 締 役	上 之 園 圭 介	
取締役（監査等委員）	神 庭 雅 俊	銀座中央総合法律事務所 弁護士 株式会社KIJ 非常勤取締役
取締役（監査等委員）	久 保 恵 一	公認会計士久保恵一事務所 公認会計士 株式会社GRCS 社外取締役
取締役（監査等委員）	毛 利 正 人	東洋大学 教授 株式会社テクノスジャパン 社外取締役（監査等委員） ペルトラ株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）神庭雅俊氏、久保恵一氏及び毛利正人氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）久保恵一氏及び毛利正人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
- ①2022年6月30日をもって、取締役（メディア事業本部本部長）釜薫氏、2023年1月31日をもって、取締役（管理本部本部長）小松未来雄氏及び2023年3月8日をもって、代表取締役社長CEO谷口雅紀氏は、辞任により退任いたしました。
- ②2023年3月8日開催の臨時株主総会において、下村優太氏及び上之園圭介氏は取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）久保恵一氏は、公認会計士として財務・会計についての高度な能力・見識を有していることに加えて、コンサルティング等の豊富な業務経験から、当社の経営全般に助言をいただくとともに、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保するため選任しております。
5. 取締役（監査等委員）毛利正人氏は、事業会社及び監査法人での勤務経験があるとともに、現在は大学においてコーポレートガバナンス等について教鞭を執っておられ、また、他の上場会社の社外監査役にも就任されていることから、その豊富な知見と経験を、当社における監査に活かしていただけるものと期待して選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役及び監査等委員である取締役全員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）

に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、客観的な視点から議論を重ねた上で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する概要は以下のとおりです。また、監査等委員である各取締役の報酬は、その職責に鑑みて基本報酬のみとし、監査等委員である取締役全員の協議により決定することとします。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬に関する基本的な考え方

企業業績、企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保及び維持が可能となり、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとします。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬体系

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬及びストック・オプションとしての新株予約権を組み合わせるものとします。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責及び在任年数に応じて、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとします。また、基本報酬及びストック・オプションとしての新株予約権の種類別の報酬割合については、定めないこととします。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の決定プロセスの客観性及び透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、社外取締役から適切な助言を得ることとします。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬額は、2022年6月22日開催の株主総会において、基本報酬を年額150,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額50,000千円以内の範囲内で、報酬の決定方針に従い、取締役会で決定することとします。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における報酬等については、決定方針との整合性を含めて総合的に審議した上で、2022年6月22日、7月29日、2023年1月24日及び3月8日の取締役会にて基本報酬の支給の決議をしており、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	30,835 (-)	30,835 (-)	- (-)	- (-)	5名 (-名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10,350 (10,350)	10,350 (10,350)	- (-)	- (-)	3名 (3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役 (監査等委員を除く) 3名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	神庭雅俊	当期開催の取締役会全14回中14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また当期開催の監査等委員会全14回中14回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	久保恵一	当期開催の取締役会全14回中14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また当期開催の監査等委員会全14回中14回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	毛利正人	当期開催の取締役会全14回中14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また当期開催の監査等委員会全14回中14回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、業界知識を通じて培った知識、見地から、適宜発言を行っております。

(6) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、さらに監査等委員会が内部監査の指揮命令を行う体制とすることにより、監査等委員監査の実効性を確保しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 合 計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を当社の事業規模や事業内容に照らして確認し審議した結果、これらについて適切であると判断したためであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断される等、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、「コンプライアンス方針」において、コンプライアンスの基本原則を以下のように定め、その精神を代表取締役社長が継続的に伝達することにより法令遵守と社会規範に基づいた行動を徹底します。

『コンプライアンスが最優先であることを認識し、社会的要請に対応し、社会から信頼される健全な企業活動を実践します。』

2. コンプライアンス委員会を設置し定期的に開催するとともに、関連規程の整備・内部通報制度の運営・社内教育の実施等コンプライアンスの徹底と意識の向上を推進します。
3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備運用状況を含む取締役の職務執行を監査し、監査等委員会の監督の下に内部監査室が内部統制システムの整備状況と運用の有効性について監査します。
4. 当社の役員及び使用人が法令違反等のコンプライアンス基本原則にもとる行為を発見した場合に直接報告・相談ができる通報窓口を設置します。また、代表取締役社長が内部者通報制度の利用を促進し、法令違反等コンプライアンス違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。

② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社では、株主総会・取締役会・経営戦略会議・その他重要な会議の議事録や関連資料、取締役会が決裁した書類等取締役の職務執行に関する文書（電磁的記録を含む。）等の重要な情報は、「文書管理規程」に基づき適切に保存し管理します。
2. 上記の文書等につきましては、監査等委員会及び内部監査室が閲覧可能な体制を整備します。
3. 情報セキュリティに関しましては、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立します。
4. 企業秘密につきましては、「秘密文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理します。
5. 個人情報につきましては、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 企業価値や健全な企業活動を脅かすあらゆるリスクを管理するため、「リスク管理規程」を定めており、経営戦略会議及びコンプライアンス委員会においてリスクを定期的に識別・評価し、重要度・緊急性を考慮した優先度に応じて具体的な予防策の整備・運用を関連部署に指示し、その状況を内部監査室が監査します。

2. 重大なリスクが顕在化した場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長が緊急度に応じて緊急対策本部を招集し迅速な対応と再発防止策を講じます。
 3. 企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係を完全に遮断するため、全従業員の遵法意識を高め社内の諸規則や体制を整備するとともに、各関係機関と緊密に連携し、有事の際には企業及び関係者の安全確保を最優先事項とし、迅速かつ組織的に対応します。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会は、経営目標の効率的な達成を図るために、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌を決定し、各取締役の責任と権限を明確にします。また各々の担当する業務の執行状況を定期的に取締役会に報告させます。
 2. 監査等委員会は内部監査室を監督し、代表取締役社長及び各取締役の職務執行が効率的に行われているかの観点からも監査を実施し、必要に応じて、助言・勧告を行います。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社の子会社につきましても「コンプライアンス方針」を共有し、取締役及び監査役を必要に応じて派遣し、子会社の業務執行を監督・監査するとともに、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役及び監査役が効率的に職務執行できる体制を構築します。
 2. 子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、この決裁・報告体制を通じて、子会社の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底します。
また、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役が効率的に職務執行できる体制を構築します。
 3. 監査等委員会及び内部監査室においては、子会社の監査役や当社会計監査人とも連携し、子会社の監査を定期的実施します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会による指示の実行性を確保するための体制
1. 内部監査室を監査等委員会の職務を補助する組織とし、専属の使用人を配置します。監査等委員会が監査等委員会監査及び内部監査に関しての指揮命令を行います。
 2. 内部監査室は、職務上、代表取締役社長に直属しておりますが、監査等委員会は、内部監査室長の採用・人事についての適否の決定を行うことにより、内部監査室の独立性を確保します。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員である取締役は、取締役会及びコンプライアンス委員会、その他

の重要な会議に出席し、情報収集と意見表明を行います。また、監査等委員会におきまして、取締役及び使用人より、当社及び子会社の業務執行状況の報告を定期的に受けます。

2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査しようとする時は迅速かつ的確に対応します。
3. 監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じます。
4. 監査等委員である取締役の過半数は社外役員とし、対外透明性を担保します。監査等委員会は会計監査人と緊密に連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図ります。
5. 監査等委員会の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかにこれに応じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス状況を定期的な報告を受けるとともに、内部通報の有無、法改正情報の確認及びその他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議いたしました。

② 適正な取締役の職務執行を確保するための体制

取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役6名で構成されております。当事業年度においては、取締役会を14回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされました。

③ 監査等委員会監査体制

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長、部門責任者及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認いたしました。

④ 内部監査体制

監査等委員会の監督の下に、内部監査室が内部統制の整備及び運用状況の有効性について監査し、被監査部門に対して改善に向けた指摘・指導を行いました。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の事業に関するリスクの評価を行った上で、財務報告に係る内部統制の整備を行い、内部統制が有効に整備及び運用されていることを内部監査室による監査により評価いたしました。評価結果については、監査等委員会及び取締

役会に報告いたしました。

- (3) 親会社等との取引に関する事項
該当事項はありません。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、事業展開の拡大及び企業体質の強化に留意しつつ、利益配分を行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度におきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきたく、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	609,169	流 動 負 債	72,720
現 金 及 び 預 金	486,051	買 掛 金	550
売 掛 金	55,938	一年以内返済予定の長期借入金	4,262
前 払 費 用	47,628	未 払 金	18,409
そ の 他	19,886	未 払 費 用	37,748
貸 倒 引 当 金	△335	未 払 法 人 税 等	3,511
固 定 資 産	12,885	預 り 金	6,170
有 形 固 定 資 産	0	賞 与 引 当 金	2,055
工 具、器 具 及 び 備 品	0	そ の 他	12
投 資 そ の 他 の 資 産	12,885	固 定 負 債	837
投 資 有 価 証 券	0	資 産 除 去 債 務	837
敷 金 及 び 保 証 金	12,708	負 債 合 計	73,558
そ の 他	177	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	543,185
		資 本 金	100,000
		資 本 剩 余 金	2,288,291
		資 本 準 備 金	1,333,956
		そ の 他 資 本 剩 余 金	954,335
		利 益 剩 余 金	△1,845,106
		そ の 他 利 益 剩 余 金	△1,845,106
		繰 越 利 益 剩 余 金	△1,845,106
		新 株 予 約 権	5,311
		純 資 産 合 計	548,497
資 産 合 計	622,055	負 債 及 び 純 資 産 合 計	622,055

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		620,411
売 上 原 価		485,206
売 上 総 利 益		135,204
販売費及び一般管理費		559,143
営 業 損 失		△423,938
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
助 成 金 収 入	2,500	
違 約 金 収 入	180	
そ の 他	2,242	4,923
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	182	
そ の 他	1,164	1,346
経 常 損 失		△420,360
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	99,507	
そ の 他	1,098	100,606
特 別 損 失		
減 損 損 失	198,531	
そ の 他	-	198,531
税 引 前 当 期 純 損 失		△518,286
法人税、住民税及び事業税		3,511
法 人 税 等 調 整 額		-
当 期 純 損 失		△521,797

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金			
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	1,333,956	954,335	△1,323,308	1,064,983	5,899	1,070,882
当期変動額							
当期純損失(△)				△521,797	△521,797		△521,797
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	△587	△587
当期変動額合計	-	-	-	△521,797	△521,797	△587	△522,384
当期末残高	100,000	1,333,956	954,335	△1,845,106	543,185	5,311	548,497

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当期に見合う分を計上しております。

(2) 収益及び費用の計上基準

① コンサルティング事業

コンサルティング事業は、全国の中堅中小企業に対し、事業戦略や営業戦略等の攻めの領域から、内部統制構築やガバナンス強化等の守りの領域まで、経営に関する全ての分野において、ITに関する課題解決を中心に、提案から実行までハンズオンで実施するクライアント伴走型のスタイルでクライアントの満足度の最大化を目指し、また、国内大手企業に対しては、特にIT領域に特化したコンサルティングサービスを提供する事業であります。

同事業に係る収益は、主に、クライアントとの契約に基づき、多種多様なコンサルティングサービスの提供により生じております。

サービスについては、主に、弊社がクライアントにサービスを提供した時点で、収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② テクノロジーソリューション事業

テクノロジーソリューション事業は、ITエンジニア人材の派遣を通じて技術力を提供し、クライアントのIT課題を解決する事業であります。

同事業に係る収益は、主に、クライアントとの契約に基づきITに関する課題を抱えるお客様に対してITエンジニア人材の派遣により生じております。

サービスについては、主に、弊社がクライアントにサービスを提供した時点で、収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ メディア事業

メディア事業は、地域密着型フリーペーパーの発行や折込広告の配布等を主軸とする事業であります。

同事業に係る収益は、主に、クライアントとの契約に基づく地域密着型無料宅配情報誌「ARIFT」の編集・発行・配布、折り込みチラシの併配等により生じております。

サービスについては、弊社がクライアントにサービスを提供した時点で、収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、2022年6月30日付で「(開示事項の経過) 完全子会社の株式譲渡完了に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、完全子会社である株式会社Success Holders分割準備会社の株式譲渡を完了いたしましたので、2022年7月以降につきましては、メディア事業に係る売上等は計上しておりません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、コンサルティング事業、テクノロジーソリューション事業及びメディア事業を営んでおります。

各事業の主な財又はサービスの種類は、以下の通りです。

コンサルティング事業は、クライアントとの契約に基づき、多種多様なコンサルティングサービスを提供する事業であります。

テクノロジーソリューション事業は、ITエンジニア人材の派遣を通じて技術力を提供し、クライアントのIT課題を解決する事業であります。

メディア事業は、地域密着型フリーペーパーの発行や折込広告の配布等を主軸とする事業であります。

また、各事業の売上は、以下の通りです。

コンサルティング事業の当事業年度の売上高は、37,000千円、テクノロジーソリューション事業の当事業年度の売上高は、273,272千円、メディア事業の当事業年度の売上高は、310,138千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(2) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社株式売却益

2022年5月19日開催の取締役会決議並びに2022年6月22日開催の定時株主総会決議に基づき、2022年6月30日付で、当社のメディア事業に関する権利義務を新設分割の方法により、当社の完全子会社として設立する株式会社Success Holders 分割準備会社に対して承継させること及び新設会社の全ての株式を株式会社中広へ譲渡したことによるものであります。

(2) 減損損失

株式会社P&Pを吸収合併した際に発生した、のれん（帳簿価額 198,531千円）については、将来キャッシュ・フローによる回収が見込めないと判断し、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の金額)

のれん	198,531千円
合計	198,531千円

当社では、のれんを含む各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて測定を行っております。

当社は、のれんが帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

のれんについて、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

のれんを含む資産グループのうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから、使用価値は零と評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式数

株式の種類	当事業年度期首	当期増加	当期減少	当事業年度末
普通株式	24,916,115株	-株	-株	24,916,115株

(2) 配当に関する事項

- ① 配当金支払額
該当事項はありません。
- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、効力の発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(3) 当事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の数 該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための設備投資資金及び運転資金については、銀行借入により調達しております。また、当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に事務所等の敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で半年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、「販売管理規程」に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、複数の金融機関と取引をするように努め、支払金利の抑制を図っております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表上、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1) 敷金及び保証金	12,708		12,769		+61
資産計	12,708		12,769		+61
(1) 一年以内返済予定の長期借入金	4,262		4,256		△5
負債計	4,262		4,256		△5

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 1. 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金及び保証金	-	12,769	-	12,769
資産計	-	12,769	-	12,769
(1) 一年以内返済予定の長期借入金	-	4,256	-	4,256
負債計	-	4,256	-	4,256

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金(1年内返済予定を含む)の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金等であります。繰延税金資産については、全額評価性引当額として控除しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 21円80銭

1株当たり当期純損失 △20円94銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、株式会社The capitalを割当先とする、第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しております。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 募集方法 | 第三者割当 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 4,385,900株 |
| (3) 割当価格 | 1株につき金114円 |
| (4) 資本組入額 | 1株につき金57円 |
| (5) 割当価格の総額 | 499,992千円 |
| (6) 資本金組入総額 | 249,996千円 |
| (7) 払込期日 | 2023年6月5日 |
| (8) 割当先 | 株式会社The capital |
| (9) 資金の用途 | 事業拡大に伴う
① 人材確保に係る採用関連費
② 教育訓練に係る研修費及び
採用後の教育期間における人件費 |

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、2023年6月21日開催の第36期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを次のとおり決議しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制の適用を通じて、財務内容の健全性を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的としております。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額349,996,300円のうち249,996,300円を減少し、100,000,000円とします。減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

上記の資本金の額は本第三者割当増資による増資額(249,996,300円)を含みます。

② 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,583,952,933円のうち1,583,952,933円減少し、0円とします。減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

上記の資本準備金の額は本第三者割当増資による増資額(249,996,300円)を含みます。

③ 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月31日(予定)

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、本議案が承認された後、債権者異議申述手続が完了する日以降を効力発生日とするものであります。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金1,845,106,217円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,845,106,217円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,845,106,217円

③ 剰余金の処分が効力を生ずる日 2023年8月31日(予定)

(4) 減資の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2023年5月19日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 2023年6月21日 |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2023年7月10日（予定） |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 2023年8月10日（予定） |
| ⑤ 効力発生日 | 2023年8月31日（予定） |

(新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行)

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の執行役員及び従業員に対して、以下のとおり、新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

657,500個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式657,500株とし、下記3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、2円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した本新株予約権1個当たりの金額と同額で決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式

交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会決議日の前営業日である2023年5月18日の直前3か月間（2023年2月18日から2023年5月18日）における当社株式の終値の平均値114円（円未満四捨五入）又は本新株予約権の発行決議日である2023年5月19日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高い金額とし、114円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年7月1日から2033年6月30日までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、2025年3月期又は2026年3月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が1,700百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。
なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役若しくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2023年6月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2023年6月30日
9. 申込期日
2023年6月19日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|--------|-----|----------|
| 当社執行役員 | 1名 | 175,000個 |
| 当社従業員 | 22名 | 482,500個 |

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 Success Holders
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	藤 田 憲 三
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	渡 部 幸 太
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Success Holders の2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2023年5月19日開催の取締役会において、株式会社The capitalを割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議している。
2. 個別注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2023年5月19日開催の取締役会において、2023年6月21日開催の第36期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況の報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、オンライン会議ツール等を活用して取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社Success Holders 監査等委員会

監 査 等 委 員 神 庭 雅 俊 ㊟
監 査 等 委 員 久 保 恵 一 ㊟
監 査 等 委 員 毛 利 正 人 ㊟

(注) 監査等委員 神庭雅俊、久保 恵一及び毛利正人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制の適用を通じて、財務内容の健全性を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたく存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金の欠損補填に充当いたします。

なお、本議案に係る資本金及び資本準備金の額の減少については、2023年5月19日開催の取締役会の決議に係る第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」といいます。）により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ250,000,000円増加することを条件といたします。

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額349,996,300円のうち249,996,300円を減少し、100,000,000円とします。減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

上記の資本金の額は本第三者割当増資による増資額（249,996,300円）を含みます。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,583,952,933円のうち1,583,952,933円減少し、0円とします。減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

上記の資本準備金の額は本第三者割当増資による増資額（249,996,300円）を含みます。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月31日（予定）

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、本議案が承認された後、債権者異議申述手続が完了する日以降を効力発生日とするものであります。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金 1,845,106,217円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,845,106,217円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,845,106,217円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年8月31日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	し も む ら ゆ う た 下 村 優 太 (1985年10月18日生) <再任>	2008年4月 株式会社三井住友銀行入行 2021年6月 当社入社 経営企画部長 2022年10月 当社コンサルティング部長 2023年3月 当社代表取締役社長（現任）	647,819株
2	は た の こう し 畑 野 幸 治 (1983年5月2日) <再任>	2007年4月 株式会社Micro Solutions設立 代表取締役 2011年9月 アイ・マネジメント・ジャパン株式会社 (現株式会社BuySell Technologies) 入社 株式会社BuySell Technologies 2016年10月 代表取締役 株式会社FUNDBOOK（現株式会社fundbook） 2017年8月 設立 代表取締役（現任） 2020年1月 当社取締役（現任）	11,366,510株
3	あ げ の そ の け い す け 上 之 園 圭 介 (1984年3月14日) <再任>	株式会社ソリッドグループホールディング 2007年4月 ス（現株式会社カーチスホールディングス） 入社 2018年4月 株式会社BuySell Technologies入社 2021年6月 当社入社 社長室室長 2021年8月 当社テクノロジー事業本部長 2022年9月 当社執行役員兼テクノロジーソリューション 事業部長 2023年1月 当社執行役員兼企業情報部長兼テクノロジー ソリューション部長 2023年3月 当社取締役（現任）	597,986株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれぬように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

下村優太氏、畑野幸治氏及び上之園圭介氏は、現在当社の取締役であり、当社は現在、当該3名及び監査等委員3名の計6名を被保険者として保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記3名の再任が承認された場合には、当該保険契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー 9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C

電話 03-5545-1722



交通のご案内： 地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通
(西改札)

※ベルサール六本木とは異なる建物です。
ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。